

1. 継続事業の前提に関する注記 …… 該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- 退職給与引当金 …… 該当なし
- 賞与引当金 …… 職員の賞与支給に備えるため、当期末に在籍する職員に
対する次期賞与支給見込み額の当期負担額を計上している

3. 重要な会計方針の変更 …… なし

4. 採用する退職給付制度 独立行政法人・福祉医療機構の主宰する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分・サービス区分

当法人において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号三様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号三様式）
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点区分 (社会福祉事業)

- ① 一般会計サービス区分
- ② 研修事業サービス区分

イ 若宮保育園拠点区分 (社会福祉事業)

- ① 若宮保育園サービス区分
- ② 一時保育自主事業サービス区分
- ③ 地域子育て支援センターサービス区分
- ④ 若宮児童クラブサービス区分

ウ 事業収入会計拠点区分 (収益事業)

6. 基本財産の増加の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	23,654,364	0	3,154,324	20,500,040
土地	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	23,654,364	0	3,154,324	20,500,040

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

…… 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	0 円
建物（基本財産）	0 円
計	0 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

福祉医療機構 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	0 円
その他	0 円
計	0 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。（単位：円）

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	63,914,385	43,414,345	20,500,040
土地（基本財産）	0	0	0
構築物	5,910,600	4,009,048	1,901,552
機械及び装置	2,156,950	2,156,945	5
車両運搬具	0	0	0
器具及び備品	23,616,028	18,133,578	5,482,450
有形リース資産	5,118,960	979,792	4,139,168
合計	100,716,923	68,693,708	32,023,215

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	9,195,466	0	9,195,466
未収金	5,655,138	0	5,655,138
未収補助金	2,525,248	0	2,525,248
合計	17,375,852	0	17,375,852

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

13. 重要な偶発債務 . . . 該当なし

14. 重要な後発事象 . . . 該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 . . . 該当なし